障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和元年9月19日付けで指定の取消を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	一般社団法人愛福祉会にじいろ
事業所名	ふれんず (加古川市)
事業種別	放課後等デイサービス
指定年月日	平成 27 年 7 月 1 日

- 2 処分内容 指定取消処分
- **3 処分年月日** 令和元年 11 月 30 日

4 処分理由

- (1) 個別支援計画の作成業務など児童発達支援管理責任者として果たすべき一連の責務を行わなかったにもかかわらず、未作成による減算を行わずに基本報酬を不正に請求した。
- (2) 実際の職員配置では、関連する加算の算定要件を満たしていないにも関わらず、 当該加算を不正に請求した。
- (3)上記①、②の事実を隠蔽するための書類偽装を従業員へ作成を指示し検査妨害を行うとともに、その虚偽の書類を監査において、提出・提示し、虚偽報告、虚偽答弁を行った。
 - ※ 返還額(概算)約11,935千円(加算金除く)